

議案第27号

沼田市介護保険条例の一部を改正する条例について

沼田市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

沼田市長 星 野 稔



沼田市介護保険条例の一部を改正する条例

沼田市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 年額 36,200円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 年額 54,500円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 年額 54,900円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 年額 71,700円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 年額 79,700円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 年額 95,600円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 年額 103,600円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 年額 119,500円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 年額 135,400円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 年額 151,400円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 年額 167,300円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 年額 183,300円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 年額 191,200円

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「22,400円」を「22,700円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「33,700円」を「38,600円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「52,400円」を「54,500円」に改める。

第5条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「ロ及び」を「ロ若しくは」に、「第6号」を「第6号ロ」に、「又は第9号ロ」を「第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改め、同条第4項中「保険料額については、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の4の2第3項の規定を準用する」を「保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沼田市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度から令和8年度までの各年度における介護保険料について適用し、令和5年度までの介護保険料については、なお従前の例による。